

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の2第2項	医業類似行為をしていた者の法の準用（必要な指示）	指導予防課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。